

長久手市文化財保護審議会委員

平成26年3月31日現在

NO.	氏 名	性別	在職年数	選任理由	備考
1	あさい はつみ 浅井初実	男	2年	元小学校教諭 町史編さん委員を務めた経験があり、郷土の歴史、民俗に精通している。	再任
2	たなか よしかず 田中義和	男	6年10か月	日進市岩崎城歴史記念館館長、元小学校教諭 長久手市で教諭をしていたこともあり、長久手市の歴史に精通している。	再任
3	のむら ただし 野村忠志	男	17年	古銃研究同好会員 古銃の研究をしていることから、火縄銃や甲冑等の知識が豊富である。	再任
4	みずの たいぞう 水野退三	男	4年	前熊古典芸能保存会会員 前熊古典芸能の保存に力を入れるなど無形民俗分野に精通している。	再任
5	いふじ しげゆき 井藤繁之	男	0年	棒の手保存会会長 棒の手の保存に力を入れるなど無形民俗分野に精通している。	新任
6	やまむら あき 山村亜希	女	0年	愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科准教授 歴史と地理が専門で長久手市の歴史と地理にも精通している。	新任

社会教育委員

平成26年3月31日現在

区分		委 員	性 別	在 職 年 数	選 任 理 由	備 考
学校教育及び社会教育の関係者	学校教育	1 未定	男	0年	長久手市立小中学校校長会推薦(小中学校長)	
	社会教育	2 まつだ まゆみ 松田 真由美	女	5年	長久手市文化協会推薦	
		3 かわぎし かつえ 川岸 克枝	女	1年	長久手市体育協会推薦	
		4 たなか スエ子 田中 スエ子	女	9年	長久手市レクリエーション協会推薦	
家庭教育の向上に資する活動を行う者		5 かわもと たつし 川本 達志	男	7年	＜再任＞ 写真家。写真店経営 文化の家アートリビング講座で写真講座の講師を務めるなど写真家として活躍。また、長年にわたりPTA会長等役員を務め、生涯学習や青少年育成活動を行っている。	
		6 かねだ あやこ 金田 綾子	女	0年	＜新任＞ 子どもと家庭を支援するNPO法人はーとねっとの代表。親子連れで参加できる行事や講演会、相談事業などを行っている。現在、児童養護施設名古屋文化キンダーホルトで家庭支援専門相談員として勤務。	
学 識 経 験 者		7 いわた たけし 岩田 猛	男	1年	＜再任＞ 元中学国語教師 日進市、東郷町、豊明市の中学校の教師を務める。以前は、長久手市合唱団に所属。 現在は、地区の役職を勤めている。	
		8 なか やま ひろ ゆき 中山 弘之	男	0年	＜新任＞ 愛知学泉短期大学 幼児教育学科 講師。専攻は、社会教育学。近現代日本社会教育思想史などを中心に研究を進めてきた。	
公 募 し た 市 民		9 あい はら あい 相原 愛	女	0年	＜新任＞ 公募委員選考委員会で選考 (元長久手町総合計画審議会委員、元長久手町環境審議会委員など歴任。)	
		10 なるたき みよ子 鳴滝 みよ子	女	0年	＜新任＞ 公募委員選考委員会で選考 (行政書士。行政書士事務所経営。社会経済や地球環境に関する分野に興味があり学習活動を継続している。)	

長久手市社会教育委員に関する条例

平成26年4月1日

条例第 号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に長久手市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のある者並びに公募による市民の中から、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、11人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2か年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

長久手市社会教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市社会教育委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、長久手市社会教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、長久手市社会教育委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となるほか、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 成人教育に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の振興に関すること。
- (3) 青少年問題に関すること。
- (4) 社会教育施設の設置及び運営に関すること。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 家庭教育に関すること。
- (7) その他社会教育振興に関すること。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くらし文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。